

令和5・6年度

越谷市競争入札参加資格審査申請の手引き

《經常建設共同企業体用》

建築一式工事

申請書を提出する際は、この手引きをよく読んで正確に把握し、誤りや記載漏れ等がないようにしてください。

なお、申請書及び添付書類に、虚偽の事項を記載したときは、入札参加資格を取り消します。

1 資格審査対象者

令和5・6年度において、越谷市が発注する建築一式工事の競争入札に經常建設共同企業体として参加を希望する方

2 受付期間

令和5年1月27日（金）から2月24日（金）まで

3 申請方法

申請書類の郵送による受付（2月24日（金）消印有効）

4 郵送先

越谷市役所 総務部 契約課

5 注意事項

（1）申請受付対象業種は、**建築一式工事のみ**となります。

（2）越谷市は「埼玉県電子入札共同システム」に参加しており、建設工事の競争入札は、全て共同システムを利用したインターネットにより実施していますが、**代表構成員の電子証明書の準備とシステムでの利用者登録が入札参加の要件となりますので、所定の手続きをお願いします。**詳しくは、埼玉県電子入札総合案内のホームページをご覧ください。（<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/densinyusatsu/index.html>）

※電子証明書は代表構成員の既存のものを利用可とするため、代表構成員の電子証明書の準備とシステムでの利用者登録が済んでいる場合には、共同企業体として準備（購入）、システムでの利用者登録は不要です。

越谷市役所 総務部 契約課

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-963-9131（直通） FAX 048-966-6008

電子メール keiyaku@city.koshigaya.lg.jp

ホームページ <https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>

～ 目 次 ～

I 申請方法等	
1 資格審査申請要件	1
2 受付方法	2
3 資格の有効期間	2
4 審査結果	2
5 申請書類	2
6 問い合わせ先	2
II 提出書類	
1～11 提出書類	2
III 提出書類の注意事項	
1 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書	3
2 経常建設共同企業体協定書	3
3 委任状（構成員単体において、代理人を置く場合のみ）	3
4 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）	4
5 各構成員の主な元請工事実績表	4
6 元請工事実績に係る施工実績を証明できる書類	5
7 経常建設共同企業体資格審査数値計算表	5
8 建設工事請負共通情報	5
9 各構成員の総合評定値通知書の写し	5
10 市税納付状況調査等同意書及び誓約書	5
11 納税証明書の写し	5
IV 申請後の注意事項	
1 インターネット環境の整備について	6
2 ユーザID及びパスワードについて	6
3 申請された情報の登録について	6
4 登録された情報の変更について	6
5 参加資格の抹消について	6
6 名簿閲覧について	6
V 発注者別評価点（主観点）の概要	
1 対象	6
2 評価項目および配点	6
別 表	
<別表 1> 大臣・都道府県知事コード	8
◎ 様式	
◎ 記入例	

I 申請方法等

越谷市（東埼玉資源環境組合、越谷・松伏水道企業団を除く。）が締結する建設工事請負契約の競争入札に経常建設共同企業体として参加を希望する方は、下記により入札参加資格審査申請を行う必要があります。

対象となる競争入札は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに行われる、建築一式工事の一般競争入札及び指名競争入札です。

1 資格審査申請要件

経常建設共同企業体の入札参加資格審査は、次に掲げる要件をすべて満たす場合でなければ申請することができません。

(1) すべての構成員が、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）でないこと。
- ② 施行令第167条の4第2項及び同令第167条の11第1項で準用する同令第167条の4第2項の規定により、越谷市の競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- ③ 資本金の額又は出資の総額が20億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社及び個人であること。
- ④ 中小企業等協同組合でないこと。
- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月法律第54号）の規定に違反する行為、談合行為その他の不正行為等により、越谷市競争入札参加資格を抹消され、当該抹消の日から3年を経過していない者でないこと。
- ⑥ 法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税及び地方消費税並びに越谷市税に未納がないこと。
- ⑦ 令和4年9月1日（木）から令和4年11月25日（金）までに実施した令和5・6年度建設工事請負等入札参加資格審査申請の受付（以下「入札参加資格審査」という。）において建築一式工事の業種で申請を行い、かつ、同審査において提出した総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値と、「越谷市建設工事入札参加資格に関する規則」（平成元年越谷市規則第15号）第16条第1項に規定する発注者別評価点（以下「主観点」という。）の建築一式工事の値との合計値が600点以上であること。
- ⑧ 建築一式工事の業種について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けており、その営業年数が5年を超えていること。
- ⑨ 建築一式工事の業種について元請としての一定の実績及び国家資格を有する主任技術者又は監理技術者がいること。
- ⑩ 申請日現在で有効な経営事項審査を受けていること。

(2) いずれかの構成員が、次に掲げる要件を満たすこと。

入札参加資格審査において、建築一式工事の業種の申請を行い、かつ、同審査において提出した総合評定値通知書における当該業種の総合評定値と、主観点の当該業種の値との合計値が950点以上であること。

(3) 入札参加資格審査において提出した総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値と、主観点の建築一式工事の値との合計値が750点未満の構成員にあっては、元請として、請負金額2,000万円以上の建築一式工事の施工実績を有すること。

- (4) 構成員の数は3業者以内であること。
- (5) 構成員のうち、少なくとも1者は越谷市内に本店を有し、かつ、同市内に契約締結の権限を有する者を置く者であること。
- (6) 各構成員の出資比率の最小限度は、2社の場合30%以上、3社の場合20%以上であること。
- (7) 経常建設共同企業体の構成員は、建築一式工事の業種について、他の経常建設共同企業体の構成員となっていないこと。

2 受付方法

- (1) 提出方法 下記提出場所へ**信書（簡易書留、レターパック等）**で郵送してください
※角型2号封筒(A4判用・色指定なし)に入れて郵送してください。(書類は、種類ごとにクリップ等で留めてください。)また、表面に赤字で「経常建設共同企業体申請書在中」と明記してください。
※申請書類を契約課で受領した証明(受領証)が必要な場合は、切手を貼った返信用はがきを必ず同封してください。同封されていない場合は、返送いたしません。
- (2) 受付期間 令和5年1月27日(金)から2月24日(金)(消印有効)まで
- (3) 提出場所 越谷市役所 総務部 契約課
〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

3 資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

4 審査結果

今回申請された企業体のうち、入札参加資格者として名簿に登載される企業体については、「越谷市建設工事共同企業体取扱要綱」(平成11年越谷市告示第76号)に基づき格付を行い、令和5年4月1日から越谷市ホームページにおいて公表します。また、審査結果については、令和5年3月下旬に文書により個別に通知します。

5 申請書類

申請書類の様式は越谷市ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして使用してください。(A4サイズの普通紙に片面印刷してください。)

6 問い合わせ先

越谷市役所 総務部 契約課 TEL 048-963-9131 (直通)

II 提出書類

この手引書に添付されている様式により、次の書類を各1部提出してください。

- 1 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書..... (第1号様式)
- 2 経常建設共同企業体協定書..... (第2号様式)
- 3 委任状(構成員単体において、代理人を置く場合のみ)..... (第3号様式)
- 4 競争入札参加資格審査申請書(基本共通情報)..... (別紙1)
- 5 各構成員の主な元請工事実績表..... (別紙2)

- 6 元請工事実績に係る施工実績を証明できる書類
- 7 経常建設共同企業体資格審査数値計算表…………… (別紙3)
- 8 建設工事請負共通情報…………… (JV別紙1)
- 9 市税納付状況調査等同意書及び誓約書…………… (JV別紙2)
- 10 各構成員の経営事項審査総合評定値通知書の写し (A4サイズ)
- 11 納税証明書(その3の3)の写し

※ 黒のペン又はボールペンを使用し、楷書ではっきり記入してください。

※ 書類は上記に掲げた順にそろえて封入の上、郵送してください。

Ⅲ 提出書類の注意事項

1 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書

各構成員とも代表者(例:株式会社では代表取締役または代表執行役、個人業者では事業主)の氏名とし、代表者印を押印のうえ、申請してください。

ただし、委任状を提出した構成員の場合は、代理人の所在地、商号、氏名とし、使用印を押印してください。

2 経常建設共同企業体協定書

(1) 第3条の事務所所在地について

代表構成員における本店の所在地としてください。

ただし、委任状がある場合は委任先の所在地としてください。

(2) 第4条の成立及び解散の時期は、協定書締結日以後、遅くとも令和5年4月1日から成立とし、その存続期間は令和7年3月31日までとしてください。

(3) 第5条の各構成員の所在地・商号又は名称は、本店の所在地・商号又は名称を記入してください。

(4) 第6条の代表者の名称は、代表構成員の名称(法人の場合は本店の法人名)を記入してください。

(5) 第8条の商号又は名称は、本店の商号又は名称を記入してください。

(6) 協定書の締結者は、各構成員とも代表者(例:株式会社では代表取締役、個人業者では事業主)の氏名とし、代表者印を押印のうえ、申請してください。

ただし、委任状を提出した構成員の場合は、代理人の所在地、商号、氏名、印を押印のうえ、申請してください。

(7) 協定書については、「袋とじ」又は「ホッチキス留め」にして、割印を押印のうえ、提出してください。

3 委任状

(1) 構成員単体において、代理人を置く場合のみ提出してください。

なお、委任者は「実印」を押印し、受任者は「使用印」を押印してください。

(2) 入札参加資格審査の建築一式工事の申請において、代理人設置を届け出ている場合は、今回の申請においても、構成員単体の場合と同一人を受任者としてください。

(3) 委任開始日は、協定書締結日と同日か、それ以前の日付としてください。

4 競争入札参加資格審査申請書(基本共通情報)(別紙1)について

(1) 日付は、申請する日付を記入してください。

(2) 「商号等」欄について

① 「法人又は個人の区分」欄は、「1 法人」の番号を○で囲んでください。

- ② 「業者区分」欄は、「2 経常JV業者」の番号を○で囲んでください。
- ③ 「商号又は名称(カナ)」欄及び「フリガナ」欄は、「カタカナ」で記入してください。
その際、濁音「゛」、半濁音「゜」は、一文字としては扱いません。
(例:

コ	シ	ガ	ヤ
---	---	---	---

)
なお、法人の種類を表す名称(例:「(カブ)」など)は省いてください。
- ④ 「商号又は名称」欄は、経常JVの名称を記入してください。
- ⑤ 「代表者役職名」欄及び「代表者氏名」欄は、代表構成員が法人の場合は、その代表者役職名及び代表者名を記入し、個人にあっては、「代表者」及び氏名を記入してください。

(3) 「申請事業所情報」欄について

- ① 「申請事業所情報」欄については、代表構成員の情報(委任状を提出した場合は支店等の情報)を記入してください。
- ② 「所在地」欄の「丁目」、「番」、「号」、「番地」については、「- (ハイフン)」を用いて記入してください。
(例:

越	ヶ	谷	4	-	2	-	1
---	---	---	---	---	---	---	---

)
- ③ 「申請事業所の代表者役職名」欄については、代表構成員の単体での情報を記入し、法人にあっては登記事項証明書どおりの役職名を記入し、個人にあっては、「代表者」と記入してください。委任状を提出した場合は、代理人役職名及び代理人氏名を記入してください。

(4) 「本店又は主たる営業所の所在地」欄について

この欄は、代表構成員の本店所在地を記入してください。

(5) 「個人の場合のみ」欄について

この欄は、記入しないでください。

(6) 「申請事務担当者」欄について

- ① この申請書または添付書類を作成した方、その他この申請の内容に係る問い合わせ等に対応できる方で、構成員に所属する方から選んで記入してください。
- ② 行政書士が申請代理人である場合は、委任状(任意様式)を添付のうえ、「行政書士氏名」欄に氏名を、「電話番号(下段)」欄に、行政書士の電話番号を記入してください。

(7) 「障害者雇用状況」欄について

この欄は、記入しないでください。

(8) 「ISO9000/ISO14000シリーズ」欄について

この欄は、記入しないでください。

(9) 「実績情報」欄について

代表構成員となっている事業者が、入札参加資格審査(既に入札参加資格者として登録済みの場合は、その登録の際の資格審査。以下同じ。)において提出した総合評定値通知書に記載されている金額及び年数を記入してください。

5 各構成員の主な元請工事実績表(別紙2)について

- (1) 業種ごとに各構成員の単体としての主な元請工事実績(企業体として施工したものは除く。)を、構成員1者につき、2つ記入してください。
- (2) 申請日現在で、完成、引渡しが完了しているものとします。
- (3) 各構成員の実績のうち、完成年月日が直近のもので、請負代金額が大きいものから記入してください。
- (4) 原則として国または地方公共団体発注の工事としますが、公共工事の施工実績がない場合は、民間発注の工事も可とします。

6 元請工事実績に係る施工実績を証明する書類について

「元請工事実績表」に記入した工事について、契約書、竣工時に登録した工事カルテ等、施工実績を証明する書類をA4版にコピーして提出してください。また、どの構成員の実績が判断できるように、書類の余白に構成員名と元請としての工事実績である旨（例：「〇×建設株式会社 元請工事実績」）を記入してください。

7 経常建設共同企業体資格審査数値計算表（別紙3）について

各構成員の総合評定値通知書（入札参加資格審査において使用したもの）から数値を転記してください。ただし、「経営状況評点（Y）」と「社会性等評点（W）」の特例計算適用後数値は、小数点第1位を四捨五入した平均値を記載してください。

8 建設工事請負共通情報（JV-別紙1）について

※ この様式には、全構成員の建設業許可関係の情報等を記入することになります。

(1) 経常JV構成員名簿

各構成員の建設業許可の内容を記入してください。

9 各構成員の総合評定値通知書の写しについて

各構成員が入札参加資格審査申請において提出した総合評定値通知書の写しについて、全構成員分を提出してください。

10 市税納付状況調査等同意書及び誓約書（JV-別紙2）について

※ この様式には、全構成員の情報のご記入及び押印が必要となります。

(1) 市税納付状況調査等同意書及び誓約書欄について

① 構成員のいずれかが未納の場合は、申請を受け付けませんので、ご注意ください。

② 対象税目：法人税（または所得税）及び消費税・地方消費税

法人市民税（個人市民税）

越谷市税

※越谷市の法人市民税等（または個人市民税等）の納税状況については、契約課にて直接税担当課に確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

11 納税証明書の写しについて

(1) 申告先の税務署が発行する申請日前3ヶ月以内の納税証明書様式（法人は「その3の3：法人税、消費税及び地方消費税」、個人事業者は「その3の2：申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税」）の写しを提出してください。

(2) 上記以外の証明書の形式では受付できませんので、間違いのないように取得してください。

(3) 全ての構成員が対象となります。

(4) 免税業者であっても提出が必要となります。

(5) 構成員のいずれかが未納の場合は、申請を受理しません。

(6) 証明書についてのお問い合わせは、申告先の税務署にお願いします。

(7) e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用し、電子的な手続きにより納税証明書の交付請求を行うことも可能です。この場合、電子納税証明書（電子ファイル）ではなく、書面で取得してください。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm>

IV 申請後の注意事項

- 1 インターネット環境の整備について
今後、電子入札を行うには、システムを利用するため、パーソナルコンピュータの機器の整備など、インターネットができる環境が必要となります。
- 2 ユーザID及びパスワードについて
 - (1) ユーザID及びパスワードの配布
システムを利用するためには、代表構成員の「ユーザID及びパスワード」が必要になります。
- 3 申請された情報の登録について
申請された業者情報は、越谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録し、管理します。
- 4 登録された情報の変更について
経常JVの申請事項に変更が生じた場合には、越谷市総務部契約課(Tel048-963-9131)までご連絡ください。
- 5 参加資格の抹消について
 - (1) 経常建設共同企業体の構成員が、競争入札参加資格者としての登録を抹消されたときには、その企業体を競争入札参加資格者としての登録から抹消します。
 - (2) 経常建設共同企業体が、次に掲げる事項に該当したときは、その企業体を競争入札参加資格者としての登録から抹消します。
 - ① 経常建設企業体の登録業種について、構成員が資格者名簿から抹消されたとき。
 - ② 経常建設企業体の登録業種について、抹消を申し出たとき。
 - ③ 構成員の主たる営業所の移転により、企業体において、越谷市内に主たる営業所を有する構成員がいなくなったとき。
- 6 名簿閲覧について
入札参加資格者の名簿については、令和5年4月1日付で越谷市ホームページに掲載します。なお、埼玉県電子入札共同システムの入札情報公開システムからは閲覧できません。

V 発注者別評価点（主観点）の概要

越谷市では、入札参加資格審査において、本市発注工事におけるさらなる品質確保を図る観点から、従来の経営事項審査の総合評定値（客観点数）に加え、本市独自の評価点（発注者別評価点（主観点））を加算し、等級格付を行います。

※入札参加資格において申請を行った企業について、経営事項審査の総合評定値（客観点数）と下記発注者別評価点（主観点）の合計値により格付を行います。

- 1 対象
市内業者（令和5・6年度の建設工事に係る競争入札参加資格審査の申請日において、越谷市内に建設業法に規定する主たる営業所を有し、その営業所で入札参加資格の登録を行う事業所）
- 2 評価項目および配点
令和2年度及び令和3年度に「越谷市工事成績評定要領」（平成20年4月1日施行）に基づき評定した工事成績評定点を業種ごとに合計し、当該業種の工事件数で除して得た数値（算出された数値に1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、次表の区分により算出した数値を配点します。

工事成績平均点	80点	81～82点	83～84点	85点以上
加算点	60	80	100	120

※契約締結年度に関わらず、令和2年度または令和3年度に完成検査を行った工事が対象となります。

※共同企業体への加算は、同じ共同企業体としての工事成績評定点が対象となります。

※建築一式工事の発注者別評価点（主観点）は、建築一式工事の工事成績評定点により算出した数値となります。

<別表1>

【都道府県コード一覧表】

コード	大臣・知事名
0 0	国土交通大臣
0 1	北海道知事
0 2	青森県知事
0 3	岩手県知事
0 4	宮城県知事
0 5	秋田県知事
0 6	山形県知事
0 7	福島県知事
0 8	茨城県知事
0 9	栃木県知事

コード	大臣・知事名
1 0	群馬県知事
1 1	埼玉県知事
1 2	千葉県知事
1 3	東京都知事
1 4	神奈川県知事
1 5	新潟県知事
1 6	富山県知事
1 7	石川県知事
1 8	福井県知事
1 9	山梨県知事

コード	大臣・知事名
2 0	長野県知事
2 1	岐阜県知事
2 2	静岡県知事
2 3	愛知県知事
2 4	三重県知事
2 5	滋賀県知事
2 6	京都府知事
2 7	大阪府知事
2 8	兵庫県知事
2 9	奈良県知事

コード	大臣・知事名
3 0	和歌山県知事
3 1	鳥取県知事
3 2	島根県知事
3 3	岡山県知事
3 4	広島県知事
3 5	山口県知事
3 6	徳島県知事
3 7	香川県知事
3 8	愛媛県知事
3 9	高知県知事

コード	大臣・知事名
4 0	福岡県知事
4 1	佐賀県知事
4 2	長崎県知事
4 3	熊本県知事
4 4	大分県知事
4 5	宮崎県知事
4 6	鹿児島県知事
4 7	沖縄県知事